



平成19年5月28日

各 位

会社名 テクマトリックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 由利 孝  
(JASDAQ・コード3762)  
問合せ先 企画部長 高橋 正行  
電話 03-5792-8601

## 取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ

当社は、平成19年5月28日開催の取締役会において、当社取締役に対する報酬等として年額300万円、監査役に対する報酬等として年額100万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することのご承認を求める議案を、下記のとおり、平成19年6月22日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の当社業績向上に対する意欲や士気を高めること、また当社監査役に対する報酬等の一部として新株予約権を付与することを目的とする。

#### 2. 新株予約権の内容及び数の上限

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役に対しては当社普通株式 15 株を、監査役に対しては当社普通株式 5 株を各事業年度にかかる定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

##### (2) 割り当てる新株予約権の数

取締役に対しては15個を、監査役に対しては5個を各事業年度にかかる定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

ブラックショールズモデルにより、発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を用いて算定される新株予約権の公正価値とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の金額は切上げる）とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

割当日から6年以内までの期間を別途取締役会の決議により定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成19年6月22日開催予定の当社定時株主総会において、「取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」及び「監査役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上